「土佐市立地適正化計画」を改定します。

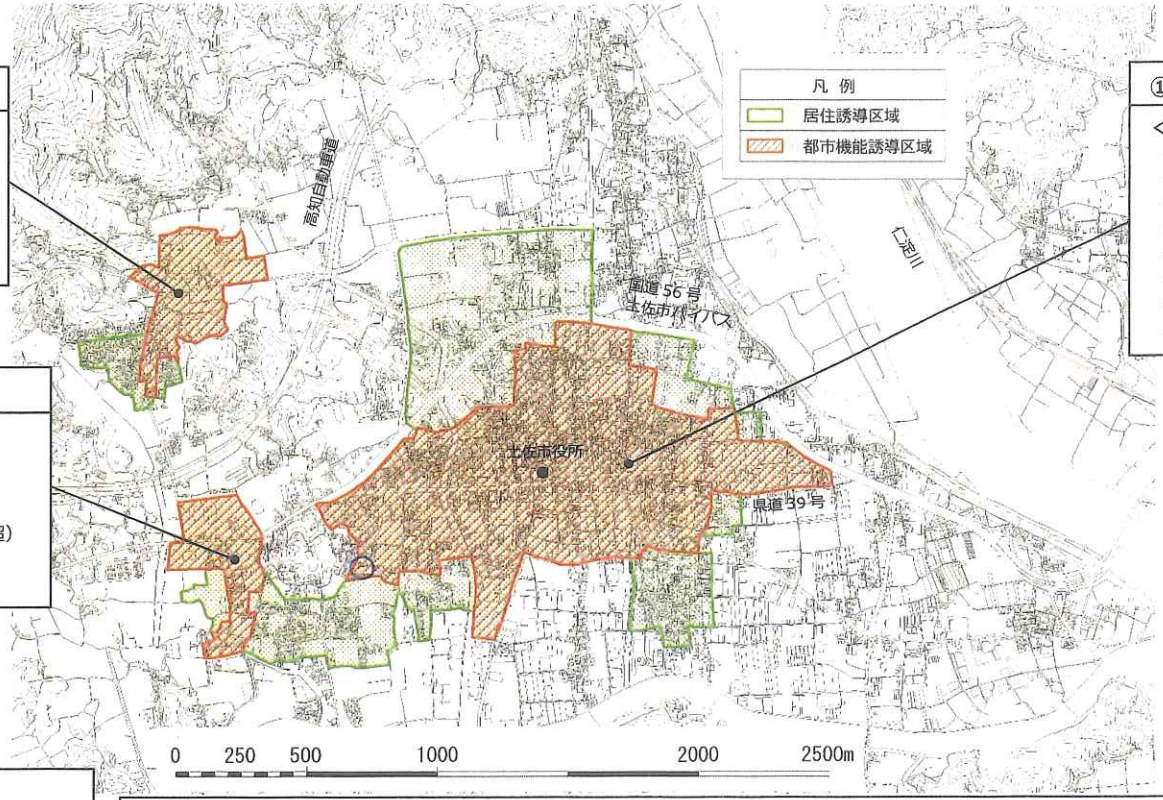
都市再生特別措置法の対象区域の変更を行い、従来通り
居住誘導区域の区域外における一定規模以上の開発行為・建築行為、都市機能誘導区域外（市内全域が対象）における開発行為等に対する３０日前までの届出が必要となります。

③高岡第二地区（生活拠点）

<誘導施設>
- 診療所
- 通所型障害者福祉施設
- 子育て支援センター
- 大学・専門学校
- 公民館等、地域交流センター

②蓮池地区（中心拠点）

<誘導施設>
- 診療所
- 通所型障害者福祉施設
- 子育て支援センター
- スーパーマーケット（店舗面積 1,000 ㎡超）
- 銀行
- 公民館等、地域交流センター



①高岡第一地区（中心拠点）

<誘導施設>
- 病院
- 診療所
- 通所型障害者福祉施設
- 子育て支援センター
- スーパーマーケット（店舗面積 1,000 ㎡超）
- 銀行
- 図書館
- 公民館等、地域交流センター

■運用開始（計画改定後）
２０２５年（令和７年）３月３１日

■問い合わせ
土佐市都市環境課
高知県土佐市高岡町甲 2017-1
電話：088-852-7689
ファックス：088-852-7671
メール：tosikan@city.tosa.lg.jp

○土佐市で届出が必要な行為

居住誘導区域外

<開発行為>
- ３戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- １戸又は２戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

<建築行為>
- ３戸以上の住宅を新築しようとする場合
- 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等とする場合

都市機能誘導区域外

<開発行為>
- 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為

<建築行為>
- 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合

都市機能誘導区域内

- 誘導施設について、休止または廃止する行為